

姫路市中小企業者等事業継続応援金 募集要項

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い幅広い業種の中小企業等の事業に影響が出ている中、国や県、市の給付金・支援金（以下「国の給付金等」という。）を受けていない中小企業者等が存在していることから、これらの中小企業者等を支援するため、姫路市中小企業者等事業継続応援金（以下「応援金」という。）を給付する応援事業（以下「応援事業」という。）を実施する。

■対象

下記の全ての要件に該当する事業者

要件1

令和2年4月15日以前から、姫路市内の事業所（従業員が常駐するものに限る。）において営業している中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び個人事業主。ただし、旅館業については中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。）であること。

● 以下の条件を満たしていることを確認します。

- (1) 令和2年4月15日以前から、定義（下記参照）に基づく事業所が市内にあること。
- (2) 市内の事業所で営業する中小企業者であること。

【定義】（応援事業における事業所とは）

事業所 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで事業活動が行われており、かつ、従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている店舗又は施設をいう。ただし、事業活動を行う場所が前述を満たさない場合、個人にあつては自宅を、法人にあつては、本社、支社、営業所等の事務所をいう。

《注意事項》

※本社が市外にある法人であっても、市内に事業所があれば対象となります。

※業種により事業所を判断します。

- (例1) ライター、大工など現場を移動する個人事業主の事業所は事業現場ではなく、自宅とします。
- (例2) 太陽光発電所、無人駐車場など従業員が常駐していない施設を運営する中小企業者の事業所は、法人の事務所（本社、支社、営業所など）又は個人の自宅とします。
- (例3) 保険外交員の事業所は通っている営業所ではなく、自宅とします。

要件2

新型コロナウイルス感染症に関する国、県、市が実施する他の支援制度を利用していないこと。

- 以下の条件を満たしていることを確認します。

(1) 申請する中小企業者が、市が定める3つの事業(下記参照)を利用していないこと。

【定義】(応援事業における新型コロナウイルス感染症に関する国、県、市が実施する他の支援制度とは)

下記の3種類の支援事業とする。

ア 持続化給付金【国事業】

イ 休業要請事業者経営継続支援金【県・市協調事業】

ウ 休業要請等協力支援金(第1次・第2次)【市独自事業】

《注意事項》

※令和2年6月末時点で受付を開始している類似給付事業である、上記ア～ウの事業を対象とします。今後、国、県、市が実施する他の事業については対象としません。

※応援事業の申請後、申請する中小企業者の状況の変化又は国が実施する「持続化給付金」の制度変更により、「持続化給付金」を受け取った場合は応援金を返還すること。

※応援金の受給後、定義ア～ウの支援制度の利用が判明した場合は、速やかに応援金を返還すること。

※応援金の受給者に対して、事後的に定義ア～ウの支援制度の利用状況を確認する連絡があった場合には、速やかに回答すること。

※市が定義ア及びイの利用状況を国又は県に照会するために必要な委任状を添付すること。

要件3

要件1に該当する施設において、事業所得等を得る事業を実際に営んでいること。

- 原則的には、以下の条件(1)又は(2)を満たしていることを確認します。

また、個人事業主の場合は(3)を満たしていることも確認します。

(1) 直近事業年度において、「事業所得」が1円以上(>0円)であること。

(2) 過去5年間の事業年度のうち、いずれかの年度において、「事業所得」が1円以上(>0円)であること。

(3) 個人事業主にあつては、申請する事業が主業(主たる生計維持手段)となっていること。

→直近事業年度において、「事業所得」が「給与所得」を上回っていること。

《注意事項》

※令和2年1月1日以降に開業した事業者やNPO法人については、添付書類（後述）に基づき、上記(1)、(2)に準じた確認を行います。

※令和元年12月31日までに開業した事業者のうち、添付書類で上記(1)、(2)を確認できない場合には、追加の資料を求める場合があります。

※令和2年1月1日以降に開業した個人事業主については、添付書類（後述）に基づき、上記(3)に準じた確認を行います。

※上記(3)について、添付書類により収入の内訳を確認できない場合、給与収入のわかる書類の提出を求める場合があります。

要件4

代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でない事業者であること。

■支給額

1 対象事業者あたり 100,000 円（一律）を応援金として給付

※1 対象事業者につき 1 回限りの給付。

※同一の申請者が複数の事業所を経営している場合でも 1 件として取り扱う。

※原則、一つの事業所について申請できるのは、1 事業者のみです。

■申請方法

●申請受付期間

令和 2 年 7 月 20 日（月）～同年 8 月 31 日（月）

●申請方法

郵送での申請のみ

●申請に必要な書類

(1) 申請書（ホームページから入手可）

(2) 誓約書（ホームページから入手可）

(3) 委任状（ホームページから入手可）

法人用（2 種：国照会用と県照会用）と個人用（2 種：国照会用と県照会用）

(4) 添付書類（後述の添付書類参照）

●申請書類の郵送先

〒670-8505 姫路市下寺町 43 番地

姫路市中小企業者等事業継続応援金事務局（姫路商工会議所内）

●応援金の給付

受付後審査が完了したものより給付（申請から 2～4 週間を予定）

●その他

(1) 申請内容に虚偽等が判明した際には、応援金の返還及び同額の違約金を請求する
場合があるとともに、当該申請者の事業者名及び対象施設名、その他の申請内容の一
部又は全部を公表する場合がある。

(2) 応援金の申請手続を行ったものに対して、検査、報告又は是正のための措置を求め
る場合がある。

●問い合わせ（いずれも午前 9 時～午後 5 時）

応援金の事務申請手続及び返還等について

・・・姫路市中小企業者等事業継続応援金事務局（姫路商工会議所内）

(079)223-7711（土日祝対応可）

応援金制度を含む新型コロナウイルス感染症にかかる産業施策全般について

・・・雇用維持・事業継続相談窓口（079）221-2622（土日祝を除く）

■添付書類

申請にあたっては、(1)申請書、(2)誓約書、(3)委任状（いずれも事務局ホームページから入手可能）のほか、次の書類を(4)添付書類として同封して提出すること。

表の見方

「★」がついている書類はいずれか一つを添付してください。「★」の資料がない場合は、「・」がついている書類を複数組み合わせ添付してください。

※ただし、「★」の書類のみを添付した場合でも、要件の確認が困難な場合は別途書類の提出を求められることがあります。

※写しなどの添付書類を作成する場合は、マイナンバー部分が写らないようにすること。

確認事項	具体例	備考
個人事業主本人の確認	個人事業主本人の身分証明書の写し ★マイナンバーカード（マイナンバー部分を除く）の写し ★運転免許証の写し ★パスポートの写し ★健康保険証等の写し ★その他、確認事項の内容を担保できる公的な書類（住所、氏名、生年月日がわかること。）	いずれの書類も住所、氏名、生年月日がわかること。
要件1 事業の業種の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の写真 ・事業広告（チラシ・パンフレット他） ・ホームページのコピー ・電話帳掲載ページのコピー ・法人設立届出書の写し ・開業届出書の写し ・営業許可証の写し ・その他、確認事項の内容を担保できる書類 	
要件1 姫路市内に事業所があることの確認	★直近事業年度の確定申告書の写し 法人：別表一 個人：(B) 第一表及び収支内訳書 ★2019年の市民税・県民税申告書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（家屋）の売買契約書の写し ・事業所（家屋）の賃貸借契約書の写し ・法人設立届出書の写し ・開業届出書の写し ・その他、確認事項の内容を担保できる書類 	

要件3 事業を行う法人 又は個人である ことがわかる書 類の確認	<u>令和元年12月31日以前に開業した場合</u> ★直近事業年度の確定申告書の写し 法人：別表一 個人：(B) 第一表及び収支内訳書 ★2019年の市民税・県民税申告書の写し	
	<u>令和2年1月1日以降に開業した場合</u> ★法人設立届出書の写し ★開業届出書の写し ★給与支払事務所等の開設届出書の写し ★雇用保険適用事業所設置届の写し ★健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し	
	<u>NPO法人の場合</u> ★NPO法人の認証書の写し	
要件3 事業所得又は事 業収入があるこ との確認	<u>令和元年12月31日以前に開業した場合</u> ★直近事業年度の確定申告書の写し 法人：別表一及び別表四 個人：(B) 第一表及び収支内訳書 ※直近事業年度において事業所得がゼロ以下 の場合、過去5年間の事業年度において事業 所得がゼロより大きい事業年度の確定申告 書の写しが必要 ★2019年の市民税・県民税申告書の写し	※確定申告書の 写しを優先する。 確定申告書の写 しが提出できな い場合は市民税・ 県民税申告書の 写しで代替可能
	<u>令和2年1月1日以降に開業した場合</u> ★令和2年1月（又は開業日）～申請日の前月ま での売上帳簿	
	<u>NPO法人の場合</u> ・直近年度の事業報告書の写し ・直近年度の活動計算書の写し ・直近年度の貸借対照表の写し	「・」で記載の3 種類の書類が全 て必要

要件3 主業として事業を営んでいること の確認(個人事業主のみ)	<u>令和元年12月31日以前に開業しており、2019年の確定申告書の写しを提出できる場合</u>	「・」で記載の2種類の書類が全て必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年の確定申告書の写し 個人：(B) 第一表及び収支内訳書 ・ 健康保険証の写し 	
	<u>令和元年12月31日以前に開業しており、2019年の確定申告書の写しを提出できない場合</u>	「・」で記載の2種類の書類が全て必要
	<u>令和2年1月1日以降に開業した場合</u>	「・」で記載の3種類の書類が全て必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業届出書の写し ・ 令和2年1月(又は開業日)～申請日の前月までの売上帳簿 ・ 健康保険証の写し 	
振込口座の確認	振込口座の金融機関名、口座種別、口座番号、名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し	

■その他

- 申請書の内容を確認するため、応援金事務局から問い合わせや実態調査をさせていただきます場合がありますのでご協力をお願いします。
- 申請時に提出された委任状に基づき、他の事業の利用状況を国及び県に問い合わせをいたしますので、あらかじめご了承ください。
- 本事業知り得た個人情報については、応援金支給に関係する事務においてのみ、使用いたします。